

男女共同参画推進連携会議の今後の活動について（案）

平成29年8月から平成31年半ばまでの活動方針は以下のとおりとする。

1. 情報の共有と周知

- 議員は、自身や自身の所属する団体の男女共同参画推進に資する取組について、連携会議の活動やネットワークを通じて、積極的に情報共有する。また、他団体の取組を踏まえ、団体間の取組の連携を図る。
- 議員は、男女共同参画推進連携会議（以下、連携会議という）の活動やネットワークを通じて得た情報や問題意識、成果等を、各団体・傘下団体、企業、個人等に積極的に周知する。

2. 全体会議（年1～2回程度）

- 全体会議は、有識者議員および団体推薦議員が参加し、チーム活動、共催事業等の成果報告等を実施する。また、各構成団体の取組好事例の紹介・共有等を行う。

3. 企画委員会（年1～2回程度）

- 企画委員会は、有識者議員が参加し、推進連携会議の活動テーマ・方針の検討、共催事業の採択審査、広報用パンフレット作成の検討等を行う。

4. チーム活動（各チームごとに年数回程度）

- 男女共同参画推進の個別重要課題について、具体的、実践的な取組を行うため、チームによる活動を実施する。

<1>活動テーマや活動方法等

- チームの活動テーマや活動方法は、企画委員会にて検討した上で、全体会議において決定する。チームではこれらに基づき、広報資料の作成・配布、セミナー・シンポジウムの開催、調査の実施等の活動を行う。また、活動に当たってはチーム相互の情報連携に配慮する。
- 有識者議員はいずれかのチームに必ず参加する。団体推薦議員はいずれかのチームに可能な限り参加し、複数チームへの参加を妨げない。

<2>チームの活動テーマ

（1）次世代への働きかけチーム（継続）

- 各府省、都道府県、チーム構成団体等が実施している若年層への働きかけに関する事例や情報の収集・共有・発信や、若年層の意見聴取等を通じ、次世代に対して男女共同参画社会の在り方をわかりやすく伝えていくための方策について検討し、その効果の検証を図る。

(2) 経済分野における女性の活躍促進チーム（新規）

- ・関係府省や地方自治体、関係団体等と連携しつつ、チーム構成団体のネットワーク等を通じ、女性起業家及び女性の起業支援制度、また、WEPs（女性のエンパワーメント原則）等、組織トップのコミットメント拡大への理解促進に向けた取組等の情報を収集し、各種セミナーやウェブサイト等を通じて、対外的に積極的な情報発信を行う。

5. 共催事業「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」

- ・男女共同参画の推進に資する幅広いテーマにおいて、団体、傘下団体、企業、個人のみならず、広く一般を対象として、働きかけや周知等を行うことを目的として、セミナー・シンポジウム等の企画を募集し、内閣府・連携会議と団体が共催する。
- ・企画提案と周知の可能性を広げる観点から、主催する団体を複数化し、連携強化を経た企画・運営を行うとともに、事業終了後の結果・成果の検証を丁寧に行うことにより、共催団体相互の活動活性化・恒常的な連携促進を目指す。

6. 広報用パンフレット

- ・男女共同参画に関するパンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」を作成する。

7. 聞く会（年3～4回程度）

- ・一般の人を対象とし、時宜に応じた男女共同参画関係トピックや、政府の取組についての情報発信・一般との意見交換を行う。

（テーマ（案））

- ・国際会議（APEC 女性と経済フォーラム・国連女性の地位委員会）の結果・成果報告、国際社会における男女共同参画の動向
- ・有識者議員等による講演・パネルディスカッション
テーマ例：男性のリーダーシップ、メディアにおける男女共同参画、
困難を抱えた女性への支援、女性と起業
- ・各チーム活動の成果報告 等